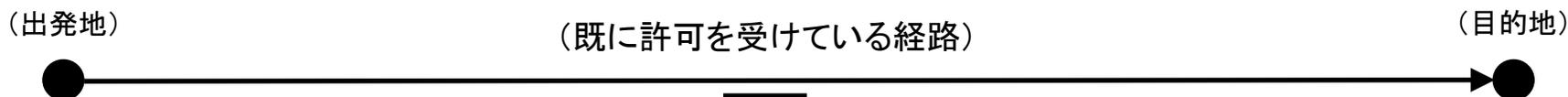


既に許可を受けている車両が新たな経路を設定する場合の取扱い

既に許可を受けている車両(既許可車両)が、新たに目的地等を追加する場合において、これまでは、既に許可を受けている経路(既許可経路)と重複する区間を含めて出発地から目的地までの経路を設定して申請することとされていましたが、今後は、新たな経路のうち既許可経路と重複する区間を除いて申請することができます。

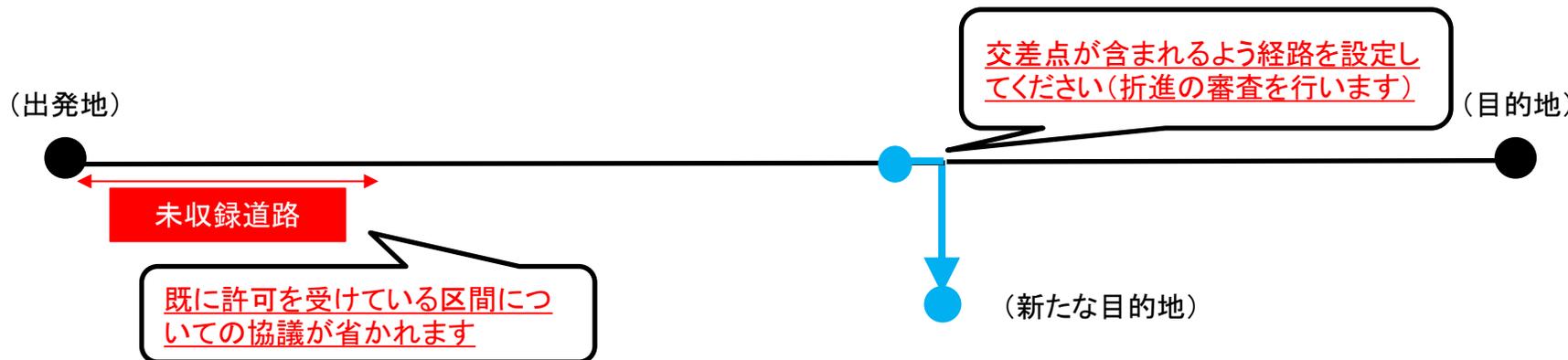
従来の経路の設定方法



新たに目的地を設定する場合



今後



申請にあたっての留意点

- 既許可車両について、既許可経路と重複する区間を除いた経路を設定して行う申請は、新規申請又は変更申請のいずれの方法でも行うことができます。ただし、ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度による申請(特車ゴールド)については、新規申請に限られます。

- 新規申請として行おうとする場合には、以下の点にご留意いただきますようお願い致します。
 - ・既許可経路の許可証と新たに追加する経路の許可証の双方を通行時に携行する必要があること。
 - ・既許可経路の許可証と新たに追加する経路の許可証の有効期間の終了日は一致しないため、既許可経路の許可証が先に失効しないよう有効期間の管理の徹底がこれまで以上に必要となること。

- 変更申請として行おうとする場合には、変更前の許可証の交付を受けた申請先国道事務所に申請いただくようお願い致します。

- 既許可経路からの交差点の折進又は既許可経路への交差点の折進(当該交差点に至るまでに側道を通行する必要がある場合には、当該側道の通行を含む。)を含むときは、新たに当該折進の可否等についても審査する必要があるため、申請に係る経路に、当該交差点が含まれるようにその起点又は終点を設定いただくようお願い致します。起点又は終点の位置は、交差点そのものではなく、交差点に進入する手前の地点とし、経路表には当該地点の住所の地番まで入力してください。

※詳細は申請先国道事務所又は地方整備局等にお問い合わせください。

(自治体へ申請する場合は当該自治体にご確認ください。)